

評価基準

評価項目	配点
1 組織体制	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 人員体制 ・ 総括責任者（プロジェクトリーダー） ・ 本治験業務従事者への教育体制 	15
2 業務に対する理解度	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 医師主導治験における業務理解 ・ 医療機器治験における業務理解 ・ 本治験に対する理解 ・ 本治験に資するシステム等の評価（EDC、統計解析システム）に対する理解 ・ 当院の業務委託先（パートナー）としての全体評価 	35
3 業務実績	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 医師主導治験の業務受託実績 ・ 医療機器治験の業務受託実績 ・ データマネージメント実施責任者の経験年数及び実績 ・ モニタリング実施責任者の経験年数及び実績 ・ 統計解析責任者の経験年数及び実績 ・ 監査責任者の経験年数及び実績 	30
4 その他業務実施にあたっての提案	5
5 価格点	15
合計点	100

＜提案者の順位決定方法＞

- 1 評価委員1名あたり100点満点、合計500点満点で、各評価委員の採点の合計点が最も高い者を契約候補者とする。なお、各評価委員の採点の合計点で250点を最低基準点とし、それ以上の点数を得た提案者の中から契約候補者を選定する。
- 2 点数が同点になった場合は、次の方法により順位を決定する。
 - (1) 評価項目2と3の合計点数が高い者を上位とする。
 - (2) (1)が同点の場合は、評価項目4の点数が高い者を上位とする。
 - (3) (1)及び(2)が同点の場合は、見積書に記載された提案価格が低い者を上位とする。